

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

大和市福祉事務所長

審査請求に
係る処分

平成25年5月16日付け生活保護廃
止決定処分

平成25年6月2日付けで審査請求人から提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する上記処分について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る大和市福祉事務所長が行った平成25年5月16日付け生活保護廃止決定処分については、これを取り消す。

理 由

1 事 実

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに大和市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成21年8月1日付けで、処分庁は、請求人の保護を開始したこと。
- (2) 平成24年7月5日、処分庁は、保護費の受領のため来庁した請求人と面接をし、求職活動状況報告書が提出されていないことから、毎月報告するよう請求人に伝えたこと。
- (3) 同年11月5日、処分庁は、請求人から求職活動状況報告書が提出されていないことから、請求人に電話をし、求職活動状況報告書を至急、提出するよう伝えたこと。

- (4) 同年11月26日、請求人は、処分庁に求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年9月から10月に、求職先2件について「不採用」、「準備不足、その他の理由によりキャンセル」等と記載されていたこと。
- (5) 同年11月29日、請求人は、処分庁に求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、「以前にハローワークを利用していると申請したのは、Web版（インターネットになります）。」等と記載されていたこと。
- (6) 同年12月14日、処分庁は、来庁した請求人と面接を行い、真摯に求職活動を行うよう、以下の事項について、法第27条に基づく口頭による指導指示を行ったこと。
- ア ハローワークで紹介状の交付を受けて面接を受けること。
 - イ 業種、職種、雇用形態、勤務地にこだわらないこと。
 - ウ 求職活動状況報告書に求人票を添付して報告すること。
- (7) 同日、処分庁は、請求人宅を訪問し、同日、行った口頭による指導指示の履行期限は2週間後であることを伝えたこと。
- (8) 平成25年1月4日、請求人は、処分庁に求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、平成24年12月に、求職先1件について「不採用」、また、「年末年始限定の仕事を探す（Web）」等と記載されていたこと。
- (9) 平成25年1月23日、請求人は、処分庁に求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年1月に、求職先2件について、「希望職種が近郊に有るか否かの問い合わせ等」、「不採用」、また、ハローワークで「仕事情報のサーチ」等と記載されていたこと。
- (10) 同年2月15日、請求人は、処分庁に求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年1月から2月に、求職先2件について、「ハローワークより会社へ入電、紹介状の発行」、また「常にインターネットで仕事情報をサーチ」等と記載されていたこと。
- (11) 同年4月5日、処分庁は、請求人の、法第27条に基づく口頭による指導指示後の求職活動及び報告が不十分であると判断し、来庁した請求人と面接を行い、法第27条に基づき、文書による指導指示を行ったこと。文書による指導指示の理由及び内容は以下のとおりであること。
- ア 理由 理由の付記はないこと。
 - イ 指導指示事項

指定日時までに以下の指導指示事項を履行すること。

- (ア) 精力的に求職活動を行うこと。また、求職活動を行うに当たり、業種や職種を限定せず、稼働能力を最大限に活用できる就職先を探して就労を開始すること。
- (イ) 求職活動についてはハローワークを十分に活用するとともに、生活保護法に基づく助言や指導については真摯に受け止め、積極的に就労・求職活動を行うこと。
- (ウ) 福祉事務所が指定したとおり、定期的に求職活動状況を報告すること。

ウ 指定日時 平成25年4月12日(金) 午前9時00分

- (12) 同年4月9日、請求人は、処分庁に求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年3月に、求職先2件について「不採用」、「紹介状を添付して職務経歴書送付」、また、「自宅、ハローワーク、知人等に情報を求める。」等と記載されていたこと。
- (13) 同年4月12日、請求人は、処分庁に求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年3月から4月に、求職先2件について、「hpにてディテールを確認すると条件を満たさず」、「求めているスキルに対し自分の能力が足りない為断念」、また、「3月中は複数の派遣会社へ入電し、雇用情勢を聴取」、「ハローワークの求人票を元に各企業の詳細を調べる」、「電子メールで不採用の通知」、「切手封筒書類のコピー等の下準備」等と記載されていたこと。

その際、請求人は、ITネットワーク系企業の技術者として求職活動を行うことが就労への近道であることと、過去に派遣切りを経験したことから、派遣社員や契約社員として雇用されることは是とせず、安定した正社員として雇用されることを希望する旨、申し立てたこと。

これに対し、処分庁は、請求人の年齢、学歴及び職歴から判断するに、請求人がITネットワーク系企業で技術者として働くことを将来の希望として努力するのは構わないものの、生活保護からの脱却を優先する現時点での中心的な求職活動先としては適当とは認められず、改めて、業種や職種を限定せずに求職活動を行うべきであるとの判断から、請求人に対し、再度、法第27条に基づいて文書による指導指示を行ったこと。また、指導指示に従わない場合には、生活保護の廃止があることも示唆するとともに、請求人が過去に経験のある警備業や、経験が問われることの少ない工

場作業等も念頭におき、求職活動を行うよう伝えたこと。なお、文書による指導指示の理由及び内容は以下のとおりであること。

ア 理由

平成25年4月5日付けで文書指導指示した内容が正しく履行されていないことによる。

イ 指導指示事項

「生活保護制度は、あなたが希望する職業に就けるまで無期限で生活を保障する制度ではありません。あなたには今すぐ活用が可能な稼働能力があります。長期にわたりあなたは自身の希望の職業を対象に求職活動を行ってきたようですが、未だ就職・自立が実現していません。もはや、あなたの希望だけを優先して就職活動できる状況ではありません。制度の趣旨をよく理解し、自立へ向けて早期就職が可能な職業を探してください。

精力的に求職活動を行い、早急に稼働能力を活用してください。業種や職種を限定せず、求職活動を行い、あなたが稼働能力を早急に活用できる就職先を探してください。求職活動については、ハローワークを十分に活用し、生活保護法に基づく助言や指導については真摯に受け止め、積極的に就労・求職活動を行ってください。

次に定める指定日時までに、あなたが真摯に就職活動に取り組んだと福祉事務所が認めるに足りる就職活動結果を、ハローワークで交付を受けた紹介状及び求人票とともに報告してください。」

ウ 指定日時

平成25年4月19日（金）午前9時00分

- (14) 同日、請求人は、処分庁に電話をし、指導指示違反により保護が廃止になる前の弁明の機会について照会するとともに、改めて、ITネットワーク系企業の技術職を目指すことが就職への近道であると申し立てたこと。
- (15) 同年4月19日、請求人は、処分庁に来庁し、求職活動状況報告書を提出した。当該報告書には、同年4月に、求職先4件について、「紹介状の発行」、「応募書類を郵送」、「4/12に紹介状発行と連絡をしたが、キャンセル」、「不採用」、また、「ハローワークでプリントアウトした求人票をhpで詳細確認」等と記載されていたこと。

処分庁は、当該報告書の内容は、指導指示を履行したとはいえないが、

面接の結果、請求人より、指導指示内容を理解した旨の発言があったことから、指導指示を継続し、1週間後に取組み結果を確認することとしたこと。

- (16) 同年4月26日、請求人は、処分庁に来庁し、求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年4月に、求職先2件について、「紹介状発行」、「書類にて応募」、また、「前日にプリントアウトした求人票の会社についてインターネットで調べる。」等と記載されていたこと。なお、請求人は、営業職を探してみたが、経験等で条件に合わなかった旨、申し立てたこと。

処分庁は、請求人の経験、年齢から就職の実現性がある求職活動をしているとはいえないことを指摘したが、請求人は、自分のやり方が最も自立へ近いと主張し、信念を曲げないことから、請求人に対し、3度目の法第27条に基づく文書による指導指示を行ったこと。なお、文書による指導指示の理由及び内容は以下のとおりであること。

ア 理由

「平成25年4月5日付け及び平成25年4月12日付けで文書指導指示した内容が正しく履行されていない」ことによる

イ 指導指示事項

「生活保護制度は、あなたが希望する職業に就けるまで無期限で生活を保障する制度ではありません。あなたには今すぐ活用が可能な稼働能力があります。長期にわたりあなたは自身の希望の職業を対象に求職活動を行ってきたようですが、未だ就職・自立が実現していません。もはや、あなたの希望だけを優先して就職活動できる状況ではありません。制度の趣旨をよく理解し、自立へ向けて早期就職が可能な職業を探してください。

精力的に求職活動を行い、早急に稼働能力を活用してください。業種や職種を限定せず、求職活動を行い、あなたが稼働能力を早急に活用できる就職先を探してください。求職活動については、ハローワークを十分に活用し、生活保護法に基づく助言や指導については真摯に受け止め、積極的に就労・求職活動を行ってください。

次に定める指定日時までに、あなたが真摯に就職活動に取り組んだと福祉事務所が認めるに足る就職活動結果を、ハローワークで交付を受けた紹介状及び求人票とともに報告してください。」

ウ 指定日時

平成25年5月2日（木）午後4時00分

- (17) 同年5月2日、請求人は、処分庁に来庁し、求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年4月から5月に、求職先4件について、「不採用」、「応募書類を送付」、「電話にてハローワークへ連絡し、応募キャンセル」、また、ハローワークの「専用端末で求人をサーチ、サーチ後プリントアウト」等と記載されていたこと。
- (18) 同年5月7日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第62条による保護の停止又は廃止を検討する必要があることから、請求人に対して弁明の機会を設け、その旨通知することを決定したこと。
- (19) 同年5月9日、請求人は、処分庁に来庁し、求職活動状況報告書を提出したこと。当該報告書には、同年5月の求職先1件について、「電話にて面接実施の通知」等と記載されていたこと。その際、請求人は、この2か月半の求職活動で、6社アプローチして1社の面接が決まった、非常に効率的な活動をしてきたと申し立てたこと。

なお、処分庁は、法第62条第4項に基づく弁明の機会に係る通知書を交付したこと。当該通知書の内容は以下のとおりであったこと。

ア 内容

「平成25年4月5日付け及び平成25年4月12日付け並びに平成25年4月26日付けの指導指示書により文書指導指示した内容が正しく履行されておられません。次に定める日時に指導指示内容が履行できなかったことについて弁明してください。」

イ 弁明をすべき日時

「平成25年5月16日（木曜日）午前9時」

ウ 弁明を行うべき場所

大和市福祉事務所生活援護課

- (20) 同年5月16日、請求人は、弁明のため来庁し、過去に派遣切りにあい、つらい思いをしたことから、安定した正社員としての雇用を希望すること。業種・職種については、ITネットワーク系企業で技術者として働くことが最も就労に近いと主張したこと。
- (21) 同日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人の弁明を基に対応を協議した結果、処分庁の指導指示よりも自身の信念を優先させ、指導指示に従うことをしないことから、これ以上、生活保護を継続することは困

難であると判断し、法第62条に基づき保護を廃止することとしたこと。

- (22) 同日、処分庁は、請求人に対し、同年6月1日付けで、理由を「指導指示の不履行により生活保護を廃止します。」として、生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったこと。

2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、以下の理由により、本件処分の取消しを求めるものである。

- (1) 今回の生活保護廃止決定は、日本国憲法第25条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という生存権に反するものである。
- (2) 担当者2名は指導指示若しくは指導指示書発行で、いきなり保護の停止、打切りができないにもかかわらず、立場の弱い私につけこんで、「次は廃止だ」と、手続き違反無効による公務員の職権乱用とも思われる言動をしていたことがある。私が大和市の人材課職員にこの経緯を話し、当該担当者へクレームを入れて貰った後に当該担当者の態度が軟化したことを鑑みると、この事象に対しては明らかに不正があったと判断できる。
- (3) 処分庁に出入りがある複数のNPO法人によれば、ごく普通の受給者が打切りになっているのに処分庁では暴力団員の受給を認め、暴力団を擁護しており、つい先日もマスメディアで取り上げていたが、2年間で500万円相当の不正受給を暴力団がしていた。反社会的勢力を助ける一方、最後のセーフティネットを一般市民が活用できないならば先進国とは言い難い。
- (4) 公務員の常だが、自分達に都合のよい書面だけ残し、上司あるいは上位機関には、当該担当者の請求人に対する処置がもっともらしく映るよう記載する（見せる）技術があるだろうし、公務員に関わらず組織というものは、組織内の者に対して寛容で、部外者には辛辣であることがごく一般的である。今回の保護打切りの論点になった求職活動について言及すると、具体的に何件の法人に対して履歴書、職務経歴書を送れば十分な求職活動と言えるか定義が曖昧で、自分は求人者の活動報告書を提出していて、ハローワークでプリントアウトした求人票を何度も提出している。
- (5) 大和市の職員が着服で逮捕されたり、同じ公務員の大和市の警察官が何度も不祥事を起こしていることから信用を置くことができない。大和市

の職員の現状が審査請求の理由である。

- (6) 故に、今回の生活保護廃止は不当であると主張し、保護廃止の撤回を求める次第である。
- (7) 処分庁は「指導事項が守られているとは言いがたい」とするが、具体的にどのような職種、雇用形態、賃金体系などで求職活動をすればよいのか指導されていない。
- (8) 学歴、職歴に関しては、請求人は今まで、学歴に特に関係なく、世界最強の投資銀行だとか、発行部数世界一の新聞社だとか、世界最大の通信事業グループでの勤務経験もあることから、就職において特に学歴が関係ないのは、請求人の例が証明している。学歴云々は公務員が発する言葉として差別であり、処分の対象である。さらに職業選択の自由は、憲法に保障されている。
- (9) 就職についての専門家はハローワークであると同時に、一人のケースワーカーが120人の受給者を担当する現状から、求職についての十分な知識、経験があるとは言いがたい。担当者は、請求人が処分庁の人材課にクレームを入れた内容からも、冷静で的確な指示ができると思えなかったことから、求職について、請求人の方法で進めただけである。何人の受給者を自立させたかデータを見たことがないことにも鑑み、自分の人生を自分で決めたまでのことである。

3 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

本件審査請求の趣旨は、事務手続きの不備により法第62条に基づく生活保護の廃止決定が不当に当たるとしているが、次の理由により本件処分は正当である。

- (1) 法第1条、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」に基づき、請求人の最低限度の生活を保障するとともに、自立助長のために求職活動の支援をしてきたものであり、法第4条第1項、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とあるとおり、稼働年齢層であり就労阻害要因のない請求

人が就労のために能力を活用することは、生活保護の補足性の原理により当然のことである。そのため、法第27条、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」の規定に則り、求職活動について指導指示をしたものであり、法第62条第1項、「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定されているにもかかわらず、請求人は処分庁の指導指示に従わなかったことから、法第62条第4項、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」の規定に基づき、弁明の機会を設けた上で、法第62条第3項、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」の規定に基づくとともに、適正な手続きに則って保護の廃止決定処分を行ったものである。

- (2)「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問11-8にあるように、最低限度の生活が維持困難となった場合には、自己の学歴等を問うことなく現時点における労働市場の中で自己の能力に相応した職を探すのが通常であり、自己の労働力で十分耐え得る職があるにもかかわらずこれに就労しないことは、法第4条第1項の要求を満たすものとはいいがたいことから、平成24年12月14日に法第27条に基づく口頭指導を、平成25年4月5日、同月12日、同月26日に法第27条に基づく文書による指導を行い、現時点における請求人の能力に相応しい業種、職種まで範囲を広げて求職活動を行うように求めたものの、請求人は自身の望む業種、雇用形態にこだわり、請求人の信念と処分庁の指導内容が異なっていることを理解しているにもかかわらず、自己の信念を変えずに処分庁の指導に従わなかったことは、法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止を検討することは、生活保護の取扱いとしては当然のことであり、最後まで自身の信念にこだわり、

処分庁の指導指示に違反し続けた請求人への保護廃止決定は法上、当然の処分である。

- (3) 以上により請求人に対して法第62条に基づき保護を廃止する決定をしたものである。よって、本件処分は法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではない。

4 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(法第4条第1項)と規定しており、ここにいう「能力」とは稼働能力を指すもので、活用し得る稼働能力を有する場合は、それを活用することが保護を適用するための要件である。なお、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第4の1は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」とし、その「判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」と定めている。

また、同通知第4の3は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が(同通知第4の)2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」としている。

- (2) また、法は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」(法第27条第1項)と定め、「保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」(法第62条第1項)と被保護者の義務について規定している。さらに、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に

違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」(同条第3項)としている。ただし、この場合において、保護の実施機関は、「当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」(同条第4項)と、被保護者が義務に違反した場合における、保護の停止及び廃止を行う際の手続きについて規定している。

(3)そして、局長通知第11の2の(4)は、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(中略)に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」と定めている。

(4)「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第11の1)の答は、「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するか」の基準について、以下の3点を掲げている。

「1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合には、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」

(5) これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人が稼働能力を活用していないと判断し、平成24年12月14日に、請求人に対して法第27条に基づき口頭による指導指示を行ったが、その後の請求人の求職活動の状況から、当該指導指示事項を正しく履行していないと判断し、平成25年4月5日、同月12日及び同月26日に法第27条に基づき文書による指導指示を行った。処分庁は、文書による指導指示後に提出された請求人の求職活動状況報告書等においても、指導指示事項を正しく履行した状況にあるとはいえないと判断し、法第62条第4項に基づき請求人に弁明の機会を与えた上で、ケース診断会議を開催し、請求人の保護廃止が適当であると判断し、法第62条第3項に基づき、本件処分を行ったものと認められる。

(6) 請求人の行動に関しては、請求人は、求職活動をまったく行っていない訳ではないが、請求人が、局長通知第4の3でいう、「真摯に求職活動を行ったかどうか」については、疑義が残る。

そうした中で、処分庁が、生活保護制度は、請求人が希望する職業に就けるまで無期限で生活を保障する制度ではない。請求人には、今すぐ活用が可能な稼働能力がある。長期にわたり請求人は自身の希望の職業を対象に求職活動を行ってきたようだが、未だ就職・自立が実現していない。もはや、請求人の希望だけを優先して就職活動できる状況ではない。請求人は、生活保護制度の趣旨をよく理解し、自立へ向けて早期就職が可能な職業を探すべきであるとした指導指示を経て、請求人の保護の廃止を検討する必要があると判断したことは、首肯できる面がある。

(7) 一方、被保護者が指導指示に従わないことにより保護を廃止する場合の手続きについては、課長通知問(第11の1)の答の2により、「(同答の)

1 によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。」と、一旦、保護の停止を経て保護を廃止することを原則とする取扱いを規定している。

その上で、課長通知問（第11の1）の答の3により、「（同答の）2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」とし、「（3）保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と、例外としての取扱いを規定している。

ところで、法は、「生活に困窮するすべての国民に対し、（中略）その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」（法第1条）することを目的とする中で、「保護の実施機関は、被保護者に対して、（中略）保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」（法第27条第1項）と定めている。

こうした生活保護制度の趣旨及び被保護者が指導指示に従わないことにより保護を廃止する場合の手続きを規定した課長通知の趣旨に鑑みると、保護の停止を経ずに保護を廃止する取扱いは、その適用により、以降、保護の実施機関が、被保護者に対する指導指示の機会を逸すると同時に、受給者の最低限度の生活の保障を損なう可能性を含む重大な処分であることを念頭において、慎重に適用すべきであるといえる。

このことを勘案すると、保護の停止を経ずに保護を廃止する取扱いは、保護の実施機関が指導指示を実質的になし得ないなど、当該取扱いを適用せざるを得ない場合に限定的に適用できるものと解すべきである。

- (8) この観点から、本件処分を検討すると、処分庁は、本件処分に当たって、ケース診断会議を実施し、「停止を含めた処分の検討をした結果、指導指示内容が明らかに不履行である状態と認められ」、請求人に対して「これ以上保護を実施することは適当でなく、保護廃止が適当である」との診断結果に至ったとしているものの、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難で、原則としての取扱いにはよりがたい理由は見当たらない。

(9) したがって、処分庁は、本件処分に先立ち、一旦は保護の停止により、請求人が指導指示に従うよう、指導を試みるべきであり、本件処分は何ら不当なものではないとする処分庁の主張は支持できず、本件処分には瑕疵があると言わざるを得ない。

よって、本件処分を取り消すべきとする請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年4月2日

神奈川県知事

黒岩 祐治

